

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730038

研究課題名（和文）

国連海洋法条約における海底および海域の法的性質

研究課題名（英文）

Legal Characters of Seabed and Sea Area in the UNCLOS

研究代表者

許 淑娟 (HUH SOOKYEON)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：90533703

研究成果の概要（和文）：第一に、アジアにおける海洋を含む領域秩序の変容のケーススタディを行った点が挙げられる。第二としては、海洋科学調査を切り口に、領海、大陸棚、排他的経済水域、公海、深海底の違いを検討した。第三に、特別脆弱水域や避難水域といった、特定の目的のために一定の海域を区切った規制を行うことの是非について検討した。第四に、第一～第三の研究を行うために、各国の立法例や実行、EU や IMO における議論、海洋法条約の起草過程を調査した。

研究成果の概要（英文）：

The results are as follows; first, this research illustrated through case studies that the perspective towards territorial order in Asia including maritime area is transforming; second, it examined the difference in the regime of the UNCLOS governing marine scientific research between territorial seas, continental shelves, exclusive economic zones, high seas, and the deep seabed; third, it considered the significances and limits of area-based regulations, taking example of PSSAs and Places of refugees; finally, it conducted the examinations of the drafting history of the UNCLOS, the discussion in international organizations such as EU and IMO, national legislations, and state practices.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
2012 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、海洋法、領域秩序

## 1. 研究開始当初の背景

海洋は誰のものか、海洋における管轄権はどのような法的性質を有するのかという議

論は、自由海 VS 閉鎖海というグロティウスとセルデンの学説の対立にまで遡る古典的な議論である。しかしながら、1982 年国連海洋法条約において、領海制度および大陸棚制

度が整備され、排他的経済水域（EEZ）制度や深海底制度が創設され、まがりなりにも各海域における沿岸国の権利義務関係を定められた今日においては、あらためて海洋の法的性質が問われることはほとんどない。しかし、このことは「海洋は誰のものか」という古典的な問いが放擲されたことを意味するのではなく、「国際社会において誰が海洋秩序の持続的な発展に責任を持つのか、持ちうるのか」という問いとして、海洋秩序を展望する際に常に意識されるべき根源的な目的として存在し続けていることを看過してはならない。

近年、テロや海賊対策として、領海における無害通航権および公海における排他的な旗国管轄権の限定ともいえる国家実行が出現しており、安全保障を理由とした例外的な管轄権行使の状況に対する研究が始まっている（Kaye, “Freedom of Navigation in a Post 9/11 World” (2006) など PSI やソマリアの海賊対策に関する諸研究参照）。このような例外状況を海洋法秩序に適切に位置づけるためには、例外である以上、その「原則」の意義に立ち返る必要があるが、海洋法秩序における領域主権や排他的管轄権の本義を確定する作業はほとんど行われていない。

研究代表者はこれまで領域法の基礎理論および領域紛争について重点的に研究を行ってきた。領域法とは領域を支配する正当化根拠に関する法であり、その起源は海洋の領有という文脈に求められる。また、海洋法の議論においても領域法の諸概念は参照されている。しかし、海洋という連接一体性をもつ国際的な空間における領域主権の捉え方を陸地のそれと同じように捉えるべきなのかについて疑問なしとはしない。無害通航権という一例をとっても、従来の客体説や管轄権説では十分に説明し得ない。海底に対する領域主権に関しても、領土の従物理論や自然延長論では、200海里までの自動的な権原付与を位置づけることは困難である。

本研究課題は、領域主権の法的性質あるいは海洋領有の意義といった古典的な課題に源流を見出しつつ、トルーマン宣言以降、第一、英国を中心に論じられ始めた領海およびその海底の法的性質（D. P. O’Connell, “The Juridical Nature of the Territorial Sea” (1971); Jennings, “A Changing International Law of the Sea” (1972); G. Marston, “The Evolution of the Concept of Sovereignty over the Bed and Subsoil of the Territorial Sea” (1976); J. Gibson, “The Ownership of the Sea Bed under British Territorial Waters” (1978) など）の伝統的海洋法に即した論考や、第二、カナダの custodianship の議論やアルゼンチンによる Presential sea 説といった「拡大する沿

岸国管轄権（creeping jurisdiction）」の主張、第三、領土の従物理論あるいは自然延長説（北海大陸棚事件）の意義について、国連海洋法条約以後の海洋法秩序のなかで問い直すという位置づけをもつ。さらに、本研究では、海洋法のみならず、研究代表者の従来からの研究課題である領域法の議論も再照射することもその射程に含まれる。

## 2. 研究の目的

本研究は、国連海洋法条約において認められた各海域と海底の法的性質について考察することを研究課題に設定して、「国際社会において誰が海洋秩序の持続的な発展に責任を持つべきか、持ちうるのか」という根源的な問いを念頭に置きながら、各アクター（各主権国家、国際機関、NGOs など）にどのような権限を認め、それらをどのように調整するかを具体的に構想することを究極的な目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、関連する国際法の学説、ならびに、各国の議会における領海およびその他の海域を定める法令例、国家実行などにおいて、海底および海域の国際法上の法的性質がどのように説明され、正当化されていたのかを分析する。

具体的には、第一に、1970年代に英国を中心に論じられた領海および領海海底の法的地位をめぐる議論の構造とその背景を探求する作業から始め、その学問的起源を遡り、17世紀までの議論を検討の射程に入れる。第二に、国連海洋法条約の起草過程における海域および海底の法的地位をめぐる議論を抽出する。第三に、第一、第二の作業を進めるに際して、海洋保護区や、海洋科学調査、大陸棚の権原帰属問題等、現代の問題の構造を探ることによって、海底および海域の法的地位から展望する。したがって、第一・第二の作業と、第三の作業は並行して、あるいは、第三の作業が先行して行われる。

本研究では、議論を丹念に追い、複数の議論を相互に参照することによって、表面には現れない正当化根拠を探るという手法を採用する。正当化根拠を探る手がかりとして、沿岸国の管轄権行使の根拠（権原）を用いる。この方法および分析概念として「権原」概念を採用する理由は、規制方式の変遷は、その基盤レベルから探求することによって、一つの大きな文脈に位置づけることができると考えるためである。海洋法条約発効以来10年が過ぎ、1982年国連海洋法条約がその詳細を「事後の実行」に委ねた事項において、多

様なプラクティスが蓄積されようとしている。海洋法条約は海上交通、資源管理、環境保全とさまざまな分野を規制対象に含む。全く異なる分野のなかで生じるアドホックにみえるプラクティスを理解し、今後を展望するための一つの切り口として、沿岸国あるいは旗国の管轄権行使の根拠という基盤レベルからの考察が使えるのではないかと予測するためである。

また、研究代表者はこの方法によって国際法秩序の根幹である領域法の分析を行っている。海洋法においても部分的にこの分析方法を用いることができるのであれば、領域法と海洋法を統合的に把握することが可能になる。陸の生活がますます海洋に依存し、海洋環境も陸に影響を受けている今日において、統一的な地球環境の把握は喫緊の課題といえる。

したがって、本研究は、研究代表者のこれまでの業績と方法論においてリンクしており、このことは研究遂行における最低限の保障となり得る。

#### 4. 研究成果

研究成果は限定的なものとならざるを得なかった。具体的には、第一に、アジアにおける海洋を含む領域秩序の変容のケーススタディを行った点が挙げられる。第二としては、海洋科学調査を切り口に、領海、大陸棚、排他的経済水域、公海、深海底の違いを検討した。第三に、特別脆弱水域や避難水域といった、特定の目的のために一定の海域を区切った規制を行うことの是非について検討した。第四に、第一～第三の研究を行うために、各国の立法例や実行、EUやIMOにおける議論、海洋法条約の起草過程を調査した。

第一について、海洋を含む領域秩序の変容、とりわけ脱植民地主義の影響を、インドネシアとマレーシア間のリギタン・シパダン事件（2002年）シンガポールとマレーシア間のペドラ・ブランカ（2008年）をめぐる国際司法裁判所判決から検討した。本件では、近代以前の「海の民」の活動を領域秩序や海洋秩序の中でどのように位置づけるか、さらに、そうした位置づけが脱植民地主義を経て変容しているのかを窺い知れるものであった。特に、海洋を含めた領域範囲に対する原始権原が認められたという点の画期性と問題性について、ケーススタディという形で成果をまとめ、公表した。

第二に、海洋における科学調査の実施をめぐる法的問題を検討した。海洋秩序形成の前提的知見を得る海洋科学調査をめぐる、国連海洋法条約は、どのように権限と責任を各アクターに配分しているかをコメントリや二次文献、各国の判決例に即して考察した。

海洋科学調査レジームは、海域に応じて、その規制枠組みが異なる。それは、国連海洋法条約の起草時に、海洋科学調査という目的に照らして、また、他の制度との関係の中で、各海域毎の権限と責任を配分したものである。このことから、領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、さらに深海底における海洋科学調査の規制レジームを精査することを通じて、各海域の法的性質の理解を照射することを試みた。この作業は、海洋法条約制定から30年経つ現代における海洋科学調査法制のもつ諸問題を抽出することによって、国際情勢の変化や海洋ガバナンスへの視角の変遷を跡付けることにもつながった。その詳細については、現在、公刊準備中であるが、いくつかの例を挙げるならば、第一に、深海底における海洋科学調査の制度と関連して、遺伝子資源や熱水鉱床といった新しい資源問題とその科学調査が挙げられる。深海底では、鉱物資源の開発に関してのみ国際海底機構が権限を持つと条文を解釈し、それ以外は依然として公海として扱うのか、あるいは、深海底そのものを「人類共通の遺産」として捉えるのか、という論点は、国家の管轄権の及ぶ海域と公海についての厳密な理解を迫るものである。第二に、アルゴフロートなど、新しい技法による科学調査が行われており、その技法ならびに調査目的に照らして、海域区分との齟齬が指摘され、ユネスコIOCにおけるガイドライン策定といった取組を評価した。第三の例としては、第二の新しい技法とも関連するが、軍事調査など、他の海洋データ収集と海洋科学調査との区別である。どういったデータ収集に対して、どのように沿岸国が規制を及ぼすのか、逆に言えば、調査の自由を確保するのかが問題とされる。

第三は、特別脆弱水域や避難水域といった、海洋汚染を防止する目的で、一定の海域を区切って、あらかじめ指定しておくという制度についてである。この点については、各国の立法例や、EUやIMOの議論を検討したが、実のところ、既存の海域秩序に応じた枠組みが構想されているということが確認された。しかしながら、PSSA（特別脆弱水域）やCO2規制を題材にした担当者からのヒアリングや、他の国際機関での会議の状況によれば、国連海洋法条約に基づく海域別の規制が環境問題への対応としては限界を有していることへの懸念を示しており、特別な水域を設定して規制する方法の可能性を高く評価しており、今後、海洋環境保護（生物資源保護や遺伝子資源保護も含む）を目的とした公海を含む海洋保護区の設定が国際的なフォーラムで議論され得ることから、継続的に、調査する必要がある。

第四に、これらの具体的な検討を踏まえて、海域および海底の法的性質についての考察

を行ったが、まだまとまったものとして公表する段階になく、助成期間終了後も引き続きこの作業を行っていきたい。

(2)研究分担者  
なし

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(3)連携研究者  
なし

[雑誌論文] (計4件)

##### ① 許 淑娟

「PSSA(Particularly Sensitive Sea Area: 特別敏感海域): 海洋環境保護と海上交通の関係をさぐる一例として」『立教法学』87号 (2013年) 184-167頁 査読なし

<http://www.rikkyo.ac.jp/law/output/rituhou/87/09.pdf>

②許 淑娟「判例研究・国際司法裁判所 リギタン島とシパダン島の主権に関する事件 (インドネシア/マレーシア) (判決・2002年12月17日)」『国際法外交雑誌』111巻4号 (2013年) 95-121頁 査読あり

③許 淑娟「避難水域をめぐる各国の動向」『海洋政策研究』特別号 (2012年) 27-38頁 査読有

[http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/12\\_12.pdf](http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/12_12.pdf)

④許 淑娟「脱植民地時代における領域主権の移転の認定」『国家学会雑誌』123巻 (2010) 89-118頁 査読なし

[学会発表] (計1件)

①許 淑娟「特別脆弱海域とIMOガイドライン～海上交通と環境保全の均衡をめざして」東京大学公共政策大学院海洋政策教育・研究ユニット国際セミナー「アジアにおける海上交通のガバナンス」、2012年2月27日、国際文化会館

[図書] (計1件)

①奥脇 直也・許 淑娟・西本 健太郎、『国連海洋法条約 海洋科学調査関連条文コメントリ (東京大学海洋アライアンス・イニシアティブ報告書)』(東京大学海洋アライアンス、2012)、総43頁 (1-43頁共著)

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

許 淑娟 (HUH SOOKYEON)  
立教大学・法学部・准教授  
研究者番号: 90533703